

## 議案第129号

### 損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、さいたま市立病院入院中に発生した医療事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

平成24年9月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

- 1 損害賠償額 29,796,640円
- 2 事件の概要 平成23年12月13日さいたま市立病院において、入院中の男性が中心静脈のカテーテルの血管外留置により胸水貯留を来し、呼吸不全が原因で死亡したもの